資料３

港区地域保健福祉計画
（令和９（2027）年度～令和 14（2032）年度）
策定方針（案）

１．策定の目的

区は、令和３（2021）年度から令和８（2026）年度までの６年間を計画期間として、港区地域保健福祉計画のほか、港区高齢者保健福祉計画や港区障害者福祉計画等を一体的に策定し、誰もが住み慣れた地域で、自分らしく、健やかに安心して暮らし続けることのできる支え合いの地域社会の実現に取り組んできました。

令和８年度末をもって現行計画期間が満了することに伴い、令和９（2027）年度から令和14（2032）年度を計画期間として、次期港区地域保健福祉計画を策定します。

２．保健福祉行政を取り巻く状況

(1)国の状況

社会保障審議会福祉部会報告書（厚生労働省、令和７年 12 月発表）によると、2040 年に向け、人口減少・単身世帯の増加等の社会情勢の変化や多様化・複雑化する福祉ニーズ、人口構造や世帯構成の変化スピードの地域差、地域における支え合い機能の脆弱化への対応が課題とされています。その上で、全ての市町村で、多様な地域生活課題の解決に向けて、福祉分野を超えた連携や地域との協働を進め、包括的な支援体制の整備を強力に推進していく必要があるとしています。

また、地域と行政が一丸となり、地域の資源を最大限活用し、地域住民、関係者が皆で共に地域を創り上げるため、誰も取り残されることなく地域で支え合う社会を目指す地域共生社会のさらなる実現・深化を行うことが重要としています。

現行の港区地域保健福祉計画を策定した令和５年以降に制定・公表された、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（いわゆる認知症基本法（令和６年１月施行））、孤独・孤立対策推進法（令和６年４月施行）、高次脳機能障害者支援法（令和８年４月施行）、成年後見制度に関連した民法の改正（令和８年４月閣議決定）等、国の新たな法律制定や法改正の内容を踏まえ、必要な施策を検討する必要があります。

(2)東京都の状況

令和３年 12 月に「第二期東京都地域福祉支援計画」を策定し、「地域での包括的な支援体制づくり」、「誰もが安心して地域で暮らせる社会を支える」、「地域福祉を支える基盤を強化する」の３つのテーマを掲げ、相談・支援体制や住まいの確保、居場所づくり、生活困窮者の支援、福祉人材の育成、地域の多様な人材の参画など、分野の垣根を超えて、きめ細かな対応を充実させる施策を推進しています。（次期計画は、令和８年度中に次期計画を策定予定）

また、都は、令和７年３月、これまでの『未来の東京』戦略ビジョンに代わる長期戦略である「2050 東京戦略　～東京 もっとよくなる～」を策定しました。これらの中で、多様性（ダイバーシティ）・安全安心・長寿等、計画に関わるビジョンや戦略を提示しています。

（3）港区の状況

①区の人口の動向

令和７年７月に「港区の人口将来予測」が改訂され、区の人口は、令和７年の約 26 万８千人から、令和 32 年には約 37 万２千人へと、長期的に増加が続くと推計されています。

年齢階層別に見ても、年少人口、生産年齢人口、老年人口のいずれも増加傾向にあり、とりわけ老年人口の増加が顕著です。老年人口（65 歳以上）は、令和７年の約４万６千人から、令和 32 年には約８万８千人と約 1.9 倍に増加すると見込まれており、全世代で最も高い伸び率となっています。内訳をみると、前期高齢者（65～74 歳）は 2040 年代半ば頃まで増加を続ける一方、後期高齢者（75 歳以上）は 2050 年まで一貫して増加し続ける見込みで、高齢化の進展とあわせて高齢者の高齢化（いわゆる「後期高齢化」）も進むことが示されています。

また、人口構成においても変化が見込まれており、老年人口の割合は令和７年の 17.2%から令和 32 年には 23.6%へと上昇し、いわゆる超高齢社会に移行する見込みです。一方で、生産年齢人口の割合は低下し、人口全体に占める支え手の割合が相対的に縮小することが予想されています。さらに、世帯構造に着目すると、単身高齢者世帯が増加傾向にあり、高齢化に加えて単身化の進行がみられます。

②包括的な支援体制の拡充

地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備を目的として、区では令和４年にあらゆる福祉相談に対応する福祉総合窓口を開設し、相談者に寄り添った対応を行ってきました。さらに、複雑化・複合化した福祉課題を抱える区民を、分野や制度を超えて支援関係者が連携して支援する重層的支援体制整備事業を令和７年４月に開始し、地域生活課題の把握や連携による解決に向けた取組を一層強化しています。

③区内福祉施設の整備状況

現行の港区地域保健福祉計画の計画期間中、高齢者及び障害者の暮らしの場の拡充を進めてきました。高齢者分野では、地域密着型特別養護老人ホーム及び認知症高齢者グループホームである青山スクウェアー（令和７年 10 月開設）のほか、小規模多機能型居宅介護施設として青山ふれ愛テラス（令和７年４月開設）、カナルサイド高浜（令和８年１月開設）、三田一丁目（令和８年８月開設予定）及び東麻布二丁目（令和９年５月しゅん工予定）を整備しています。また、障害者分野では、知的障害者及び精神障害者を入居者とする障害者グループホーム南青山（令和７年４月開設）と、知的障害者を入居者とする障害者グループホーム高浜（令和８年１月開設）を整備しています。

④「将来に向けた持続可能な区役所への改革」の実施

これまでの区役所・支所改革の実績を生かしながら、複雑化・多様化する行政ニーズに対し、10 年後も 20 年後も変わらず質の高いサービスを提供し続けることができる「将来に向けた持続可能な区役所」を目指し、令和９年４月に向けて改革を実施します。改革に当たり、福祉課題の解決（ケースワーク）に必要な専門的知識・経験を本庁等に蓄積し、これまで以上に一人ひとりに寄り添った対応を持続的に可能とする新たな福祉総合窓口事業を展開します。

⑤MINATOビジョンの策定

港区基本構想、港区基本計画、港区実施計画を統合した港区の最上位計画であり、2040 年代の区の将来像と、その実現に向けた政策・施策の方向性を一体的に示す総合計画として、ＭＩＮＡＴＯビジョンを令和８年度に新たに策定します。区の将来像は、計画の最上位に位置する概念で、区民アンケートやタウンフォーラム、有識者会議などの幅広い参加のもと、多様な意見とデータを踏まえて令和７年度に作成されました。これに基づき、今後の政策・施策をバックキャスティングで具体化する構成となっており、令和８年度にその内容を策定します。

港区地域保健福祉計画は、ＭＩＮＡＴＯビジョンの「福祉・保健分野」の分野計画として位置づけられ、将来像と計画の内容で整合を図っていく必要があります。

※詳細な内容は、「４．ＭＩＮＡＴＯビジョンにおける福祉・保健分野のめざす姿」参照

3．各分野の現状と課題

保健福祉基礎調査等に基づき各分野の現状及び課題を以下のように整理しました。

(1)高齢者分野

区内の高齢者人口は、コロナ禍の影響などが見られた年もあったものの、全体としては増加傾向であり、令和７年時点で 65 歳以上の高齢者人口は約 46,000 人となっています。

保健福祉基礎調査の結果を見ると、高齢者の生活実態において、健康維持のために運動を行う人が増加しており、一定の介護予防意識の高まりがみられます。一方で、体力不安や参加のきっかけ不足などから取り組めていない層も存在し、継続的に参加しやすい環境整備が課題であることがわかりました。

認知症については、生活機能の低下や家族負担への不安が大きく、理解促進やサービス提供の充実が求められています。また、「新しい認知症観」に基づき、本人の声を尊重した取組の推進が重要です。

家族の介護をしながら就労を続ける人も一定数存在し、遠距離介護など多様な形態が見られます。介護者自身の高齢化も進む中、介護者支援の充実が求められます。

(2)障害者分野

障害者の生活実態を見ると、日常生活において介助を必要とする人が多く、特に知的障害者や障害児では長時間の介助が家族に依存している状況にあり、介護者の高齢化も進んでいます。また、障害福祉サービスは需要が高いものの、共同生活援助や短期入所、就労支援などで利用希望に対する供給が十分でなく、サービス基盤の整備が課題となっています。

将来的には、グループホーム等の居住支援や、障害特性に応じた生活支援へのニーズが高い一方、就労面では長時間労働やコミュニケーションへの不安などから就労が困難な人も多くみられます。さらに、医療的ケアが必要な人では将来への不安が大きく、災害時には人的支援が求められるものの制度認知は低いなど、切れ目のない支援体制の整備が求められています。

(3)健康づくり･保健分野

健康づくりの必要性は全年代で高く認識されており、特に働き盛り世代で意識が高い傾向にあります。一方、若い世代では栄養バランスや歯科通院への意識が低く、生活習慣の改善が課題となっています。感染症対策については、主な情報源がインターネットやテレビに偏り、区の公式情報の活用が限られているため、効果的な情報発信が求められます。また、自殺対策の観点では、孤独を感じる人が一定数存在し、複数の福祉課題を抱える人ほどその傾向が強いことから、相談体制の充実や早期支援の仕組みづくりが重要となっています。

(4)生活福祉分野

経済的な問題を抱える人の割合は全体としては高くないものの、低所得層や暮らし向きに不安を抱える人も一定の割合で存在します。生活保護受給者や困窮リスクのある人に対し、自立に向けた就労支援や日常生活支援を含めた総合的な支援の必要があります。

(5)地域福祉分野

孤独・孤立は、年齢や性別を問わず誰にでも生じ得る課題であり、福祉課題を複数抱える人ほどその傾向が強く、支援の必要性が高いことがわかりました。また、近隣との関係が希薄化する一方、支え合いや気軽に交流できる場へのニーズは高く、加えてひきこもりについては、該当する人が増加傾向にあり、配慮ある支援と参加しやすい場づくりも求められています。

区内には医療・福祉資源が集積していますが、ひとり暮らしや頼れる人がいない高齢者等では、将来の生活や手続きへの不安が高まっています。このため、医療・介護・生活支援が連携した包括的な支援体制を強化する必要があります。

4．ＭＩＮＡＴＯビジョンにおける福祉・保健分野のめざす姿

「MINATOビジョン（令和8年度策定予定）」では、2040 年代をターゲットに区の将来像及び分野の将来像を設定しており、港区地域保健福祉計画においても分野の将来像が設定されています。

2040 年代の港区の将来像

今を引き継ぎ、社会課題を乗り越え、未来を創る。「歴史と未来」「都会と自然」「地域と世界」が交差し、一人ひとりが自分らしく、幸せに暮らせるまち

福祉・保健分野の将来像

孤立させない地域の輪をつくる。
お互いが支え合い、一人ひとり自分らしく暮らせる健康福祉先進都市

高齢者や障害者、生活に困っている人など、誰にでも社会の中で居場所があり、自分に合ったサポートを受けながら、健康で安心して穏やかに暮らしていけるまちになっています

❶誰にでも居場所があり、互いを支え合うまち

・互いに声をかけやすい環境をつくることで、気軽なコミュニケーションを通じて支え合う地域のつながりが、都心ならではの形で築かれています。
・集合住宅で起こりやすい社会的孤立を乗り越え、子どもや若者、高齢者まで、障害の有無などにかかわらず、趣味や仕事など、それぞれが叶えたいと思うことを実現し、活躍できる居場所があり、社会から孤立する人がいなくなっています。

❷身体に向き合い、健やかに暮らせるまち

・一人ひとりが心身の体調に気を配りながら、健康管理や健康づくりに取り組むことで、健やかな生活を送り、健康寿命の延伸につながっています。
・病気の際には、身近な診療所から大きな病院まで、治療方法など多様な選択肢の中から、自分の希望に合った医療サービスを引き続き受けることができています。
・妊娠しているときや出産した後も、助産師や同じ境遇の人と悩みを相談できるなど、互いに支え合いながら安心して子どもを産める環境が整っています。

❸ニーズに合ったサービスが受けられるまち

・介護サービスや障害福祉サービスを受けられる場所が身近にあり、介護や支援を必要とする全ての人に情報が届き、安心してサービスを利用できるまちになっています。
・介護や障害福祉の現場で働く人がいきいきと働ける環境が整っており、介護や障害福祉を志す人が増え、高齢者や障害者などは、ゆとりある環境の中で、手厚いサービスを受けることができています。

2040 年代の港区では…

様々な人が手を携え、支え合う地域社会が実現しています。誰もがやさしさを感じられる居場所の中で、みんなが自分らしく暮らしています。

５．港区地域保健福祉計画のめざす姿と方向性

現行計画策定後の社会の変化や保健福祉基礎調査結果、MINATOビジョンに掲げる将来像等を踏まえ、港区地域保健福祉計画のめざす姿及び方向性を以下のように整理しました。

(1)港区地域保健福祉計画全体でめざす姿

一人ひとり寄り添い心豊かな暮らしを支える

地域の支え合いの中で、年齢や健康状態、障害の有無などにかかわらず、
一人ひとりの状況や思いに寄り添いながら、誰もがやすらぎや生きがいを感じ、
その人らしく健やかに安心して暮らせるよう支えます。

めざす姿を実現するため総合的に取り組む内容

人口増加やそれに伴う将来的な人口構造の変化、地域や家族のつながりが変わっていくなかで、区民が抱える福祉の課題も複雑化・困難化してきています。

めざす姿を実現する上で、単一の分野の取組で解消することが困難な課題に対し、４つの視点から計画全体で総合的に取り組みます。

視点①　社会的孤立の解消・居場所づくり

単身世帯や単身高齢世帯の増加、社会構造の変化等で人とのつながりが薄くなる中でも、（望まない形での）孤独・孤立に陥らないよう、社会的孤立の解消や、居場所の充実が重要です。

視点②　地域で安心して健やかに暮らせる生活の実現

誰もが心身ともに長く健康で、心豊かに地域で暮らし続けることができるよう、適切な介護・福祉サービスの提供や健康づくりの推進といったソフト面の充実に加え、施設整備や居場所の確保などのハード面の整備を一体的に推進していくことが求められています。

視点③　次世代を見据えた福祉の担い手の確保・育成

介護や障害といった福祉分野の働き手や、地域活動を支える民生委員・児童委員といった福祉の担い手を支援し、次世代の人材のすそ野を広げていく必要があります。

視点④　制度の狭間や複雑化・複合化した課題への対応

様々な状況にあっても安心して暮らせる地域を実現するための包括的な支援体制の充実に取り組む必要があります。

（2）各分野のめざす姿と取組の方向性

高齢者分野のめざす姿	取組の方向性
高齢者一人ひとりに寄り添った支援が充実し、いきいきと、自分らしく、安心して、暮らせるまちをめざします。	いきいきと暮らせるまちを実現します。
	一人ひとりに寄り添う支援を充実します。
	安全で安心して暮らせる環境を確保します。
	自分らしく暮らせる地域をつくります。

障害者分野のめざす姿	取組の方向性
障害特性にかかわらず、ライフステージに応じた支援のもと、自ら選び、安心して自分らしく暮らせる地域共生社会を実現します。	安心して暮らせる生活環境をつくります。
	特性に応じた自分らしい暮らしを支えます。
	地域で支え合う共生社会を実現します。

健康づくり･保健分野のめざす姿	取組の方向性
誰一人取り残さない健康づくり、生活環境の充実や感染症対策により、区民が健やかで心豊かに生活できる社会を実現します。	誰一人取り残さない健康づくりを進めます。
	母子の健康を守る体制を充実します。
	こころの健康、自殺対策を強化します。
	感染症対策と地域医療体制を充実します
	快適で安心できる生活環境を確保します。

生活福祉分野のめざす姿	取組の方向性
経済的な課題をかかえても、安心して健やかに地域生活を送ることができる港区をめざします。	丁寧できめ細かな生活支援を推進します。

地域福祉分野のめざす姿	取組の方向性
地域のつながりと支え合いの中で、不安や悩みに寄り添いながら、誰もが自ら望む場所で、その人らしく安心して暮らせるまちをめざします。	港区らしい地域包括ケアの充実を図ります。
	地域をつなげる福祉活動を支援します。
	成年後見制度の適切な利用環境を整えます。
	地域と人を包括的につなげ、支えます。
	避難に支援が必要な人に寄り添い支えます。

【参考】港区子ども・若者・子育て総合支援計画（令和 7(2025)年度～令和 11(2029)年度）のめざす姿

計画がめざす姿

未来を担う全ての子どもが、生育環境にかかわらず健やかに成長し、幸福な生活ができる地域共生社会 ～地域で支え合う子どもの未来～

施策の方向性

Ⅰ：子どもの権利を尊重し、全ての子どもの育ちを支える環境を整備する
Ⅱ：安心して子どもを生み育てられる切れ目のない支援を充実させる
Ⅲ：教育・保育施設等の充実と質の向上を推進する
Ⅳ：困難な状況にある家庭や子ども・若者を支援する
Ⅴ：子ども・若者が夢や希望を持ち、成長し活躍できる環境を整備する

6．港区地域保健福祉計画の基本事項

(1)次期計画の構成

これまで保健福祉施策を包括的に推進する計画として港区地域保健福祉計画、港区高齢者保健福祉計画、港区障害者計画等を一体的に策定し、子ども・子育て、高齢者、障害者、健康づくり・保健、生活福祉、地域福祉の各分野の施策を展開することで、福祉に係る総合的な支援に取り組んできました。次期地域保健福祉計画においても複合化・複雑化する福祉課題に対応するため、高齢分野、障害分野、健康づくり・保健分野、生活福祉分野、地域福祉分野及びの５分野・５章構成で一体的な計画として策定します。

なお、子ども・子育て分野の内容は、港区子ども・若者・子育て総合支援計画の施策概要を掲載することで、子ども関係施策の関連性や地域福祉の連続性・一体性を確保していきます。

加えて、少子化対策やマンション施策といった区が全庁を挙げて取り組む内容も踏まえ計画策定を行います。

(2)計画の位置付け

以下の計画の一体的な策定に加え、上位計画や関連計画と連携し、整合性を図ります。

分野	計画名	根拠法
全体	市町村地域福祉計画	社会福祉法
高齢者	市町村老人福祉計画 市町村介護保険事業計画 市町村認知症施策推進計画	老人福祉法 介護保険法 認知症基本法
障害者	市町村障害者計画 市町村障害福祉計画 市町村障害児福祉計画	障害者基本法 障害者総合支援法 児童福祉法
健康づくり・保健	市町村健康増進計画 市町村自殺対策計画 市町村食育推進計画	健康増進法 自殺対策基本法 食育基本法
地域福祉	成年後見制度利用促進基本計画	成年後見制度の利用の促進に関する法律

↕ 連携

分野	計画名	根拠法
区政全般	ＭＩＮＡＴＯビジョン	－
子ども	港区子ども・若者・子育て総合支援計画	子ども・子育て支援法

(3)計画の期間

計画の計画期間は、令和９年度から令和 14 年度までの６年間とします。計画期間を前期と後期に区分し、３年目となる令和 11 年度に見直します。

(4)策定体制

有識者、福祉・地域関係団体の代表者、公募区民等で構成する港区地域保健福祉推進協議会において計画策定に関する協議を行います。同協議会には、子ども・子育て、高齢者、障害者、健康づくり・保健、自殺対策、成年後見の分科会を置き、幅広い意見を聴取し、計画の内容に反映します。